

横浜市立大学ヒトゲノム・遺伝子研究等倫理外部評価委員会規程

制 定 平成 17 年 8 月 15 日 規程第 124 号
最近改正 平成 28 年 4 月 1 日 規程第 63 号

(目的及び設置)

第 1 条 横浜市立大学ヒトゲノム・遺伝子研究等倫理委員会規程により許可を得て実施する臨床的遺伝子診断、遺伝子診断研究、ヒト遺伝子研究及び体細胞遺伝子解析（以下「ヒトゲノム・遺伝子研究」という。）に関して、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の趣旨を踏まえ、第三者による点検・評価を実施するため、横浜市立大学ヒトゲノム・遺伝子研究等倫理外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、ヒトゲノム・遺伝子研究が研究計画に従い適正に実施されているかどうかについての点検・評価及び指導・助言を行う。

2 委員会は、必要と認める場合は、前項に掲げる事項以外の事項についての点検・評価及び指導・助言を行うことができる。

(委員会)

第 3 条 委員会は、医学研究科長が委嘱する次の委員をもって組織する。

(1) 医学・医療に関する学識経験者 3 名

(2) 人権擁護に関する学識経験者 1 名

(3) その他有識者 1 名

2 前項の委員の任期は、委嘱の日から 2 年間とする。

3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

6 委員会の成立は、全委員の過半数が出席する必要がある。

7 委員会は、必要と認める場合は、関係者から意見の聴取及び実地調査を行うことができる。

(評価結果の報告)

第 4 条 委員会は、委員会が行った評価の結果をとりまとめ、医学研究科長に報告する。

(事務局)

第 5 条 委員会の庶務は、医学・病院統括部臨床研究推進課倫理担当において行う。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年規程第 63 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。